



第35回

「電子契約、その他法的効力のある意思表示の方法」

Q 最近、取引の方法として、電子署名とか電子契約という方法で相手方から要求されることがありますが、書面ではなくてサインや印鑑もない方法という点で、契約の有効性とか保存や改ざんの問題がないでしょうか。

A 電子契約(システム)とは、紙の契約書に印鑑を押す代わりに、インターネット上で電子ファイル(PDF形式の契約書)に押印・署名(電子署名やタイムスタンプを付与)して契約を締結できるシステムのことです。契約の締結だけでなく、契約書の作成や締結した契約書の保管なども行えるシステムもあります。

Q 書面や印鑑もなく、契約として法的に有効なのでしょうか。

A 民法521条では、「契約は当事者間の合意だけで成立する」とことと「契約の成立には、法令に定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。」とあり、当事者間の合意内容が確認できるのであれば、契約は書面(紙媒体)である必要はありません。「口約束」でも契約としては有効ということの根拠はここにあります。

契約書を作成するのは、もし事後で採めた際、当事者間でどのような取り決めをしたのか明確にする(証明する)ためですが、当事者間の合意内容が確認できるのであれば、紙媒体である必要はないわけです。サイン、「印鑑」は、当事者が特定され、その人の意思によって作成されたとの事実自体は必要ですから、このどれかは必要ですが、その方法もインターネット上でできるシステムです。

Q メリットはどのような点でしょうか。

A 電子契約のメリットは、①印紙税の節約、②経費削減(紙代、インク代、印刷機の電気代の節約)、③コンプライアンス向上(データで一元的に管理をすることから紙媒体の場合に比べ、改ざん防止、調査が行いやすいなど)、④災害時の滅失のリスク回避、などです。また、最近の「ハンコ廃止」という潮流にも合致する方法といえます。

Q デメリットはなんですか。

A ①すべての契約が電子契約に対応しているわけではありません。即ち、大多数の契約が電子契約でできますが、一部利用が制限されているものもあります。たとえば、紙の書面が必要とされる契約類型があり、現状では、双方の承諾・希望が合致したとしても電子契約を結ぶことはできません。(例、定期借地契約・定期建物賃貸借契約、宅地建物売買等媒介契約、マンション管理業務委託契約、訪問販売等特定商取引における交付書面、労働者派遣(個別)契約などです)。派遣法改正により、2021年1月より、労働者派遣(個別)契約書の電子化が解禁されました。現在のデジタル化の潮流を考えると、上に挙げた契約書も将来的には電子化が認められるようになると予想されます。②電子契約に切り替えるには取引先の同意、協力が必要で一方的にはできない方法です。取引先によっては拒否反応を示すことも考えられます。

取引先から「電子契約を受け入れる」という合意を得る上で重要なのが、電子契約を利用するための「コスト・労力」などの負担の部分です。いくら電子契約に切り替えるメリットがあるとはいえ、取引先としても余計な初期投資や手間暇は避けたいところでしょう。その場合、単に利用を促すのではなく、電子契約のメリット・法的証拠力などをわかりやすく説明し、協力をあおぐようにすることです。

Q 合意が得られなかった場合はどうすればよいですか。

A 紙の契約書と併用して運用するのが現実的です。取引先とは紙で契約書を締結し、取引先は紙の原本を保管して、自社はPDF化して電子保管するという形態です。

Q メールやLINEの記録でも契約の証拠になるのでしょうか。

A 一般論として、このようなある意味複雑な方法にこだわらないで、契約は、メールや電話、会話の録音でも、証拠さえ残っていれば、契約成立の根拠となるので、口頭、電話でのやりとりも、事後に確認のメールやSNS、LINEでのやりとりを残しておくことが望ましく、また、有意義です。

<掲載内容に関するご質問、お問合せについて>

高下謹彦法律事務所 電話 03-5568-6655(代)
http://www.takashita-law.jp